

## 中間市学校施設再編基本計画策定委員会設置要綱

令和2年4月1日教育委員会告示第7号

(設置)

第1条 市内の小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第29条の小学校をいう。)及び中学校(同法第45条の中学校をいう。)の適正配置について検討し、学校教育の充実に向けた基本計画である中間市学校施設再編基本計画を策定するため、中間市学校施設再編基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、中間市学校施設再編基本計画の策定について協議を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小学校PTA代表
- (3) 中学校PTA代表
- (4) 小学校長代表
- (5) 中学校長代表
- (6) 小中学校教員代表
- (7) 地域代表者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による依頼に対する承諾の日から第2条の所掌事務が終了した日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数の賛成で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員が会議に出席したときは、報償を支給する。ただし、第3条第2項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる委員を除く。

2 前項の規定により支給する報償は、1回につき、次の表のとおりとする。

委員区分	報償
学識経験者	8,000円
小学校PTA代表	3,000円
中学校PTA代表	3,000円
地域代表者	3,000円
第3条第2項第9号に掲げる者	3,000円

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育部教育施設課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の廃止)

2 この要綱は、中間市学校施設再編基本計画を策定したときは、廃止するものとする。

(招集の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、教育長が招集する。